



令和2年7月10日

各 位

会 社 名 東洋電機株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 松尾 昇光
(コード番号 6655 名証第2部)
問合せ先 経営管理本部長 加賀 美孝
(TEL: 0568-31-4191)

内部統制システム構築の基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和2年7月10日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更箇所につきましては下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社および子会社の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備しております。

1. 経営の基本方針

当社では、下記の経営理念ならびに行動指針を経営の基本方針とする。

【経営理念】

当社は、高い企業倫理に基づき、人間性を尊重し、時代の変化に適切に対応しながら、共存共栄のもとに豊かな社会づくりに貢献する。

【行動指針】

- ・会社が、常に社会的存在であることを自覚し、継続的かつ適正な利益の創出をもって、事業の健全な存続と成長をめざす。
- ・法令と社会規範を遵守し、正々堂々、公正で自由な事業活動に邁進する。
- ・個性と自主性を重視し、働き甲斐ある職場づくりをめざす。
- ・広く社会との融和を図り、企業情報を公正かつ適切に公開する。
- ・環境に配慮した事業革新に挑み、地球規模の環境保全に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各マニュアルに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報は、各情報ごとに責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し、保管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害、品質、納期、情報セキュリティ、輸出入管理などに係るリスクについて、それぞれの責任部署を定め、規程・マニュアルの制定・配布などを実施し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保する。
- (2) 個々のリスクに対し、責任部署や各委員会等（経営戦略会議、リスク管理部、安全衛生委員会、資材調達委員会、品質保証委員会など）において検討し、リスク回避や低減に向けた改善を施す。
- (3) 内部監査室は、各委員会の会議に出席し、また各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- (4) 新たに生じたリスクは、すみやかに責任部署を定め、管理する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 当社は執行役員制度を導入し、業務執行に専念する執行役員を置くことにより、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離を促進するとともに、迅速かつ的確な業務執行を実現する。
- (2) 取締役・社員が共有する全社的な目標を定め、この目標の浸透を図るとともに、目標達成に向けて、各部門が実施すべき具体的な目標を策定する。
- (3) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、毎月1回の経営会議を開催し、業務執行に関する基本的事項や重要事項に係る意思決定を機動的に行うとともに、絞り込んだテーマについては、経営戦略会議を設け、詳細な議論と検討を行う。
- (4) 月次の業績は、ITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

5. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合していることを確保するための体制

当社および当社グループは、当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するように、以下のコンプライアンス体制を構築する。

- (1) 当社および当社グループは、取締役および使用人の企業倫理意識の向上と法令遵守のために、コンプライアンス規程に従い、規程の配布や研修を実施することで周知徹底を図り、グループ全体への浸透を図る。
- (2) 内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、取締役会および監査等委員会に報告する。

- (3) 当社および当社グループにおけるコンプライアンスの観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するために、内部通報ガイドラインの周知徹底を図る。

6. 監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制

- (1) 現在、監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役および使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を置くこととする。
- (2) 前項の具体的な内容は、監査等委員である取締役の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮した上で、取締役と監査等委員である取締役が意見交換して決定する。
- (3) 補助使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令下で業務を行い、監査等委員である取締役以外の指揮命令は受けない。
- (4) 補助使用人の任命・異動、人事評価および懲戒等については、監査等委員である取締役の意見を尊重する。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社並びに子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、法令に従い、直ちに監査等委員である取締役に報告する。
- (2) 取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行うこととする。
- (3) 常勤監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外に、経営会議や各委員会などの重要会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることとする。
- (4) 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換などを実施し、連携を図ることとする。
- (5) 監査等委員会は、代表取締役と定期会合を持ち、相互の意見交換を実施する。
- (6) 監査等委員会は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- (7) 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、監査等委員でない取締役にその理由の開示を求めることができる。

8. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

- (1) 関係会社管理規程に基づき、経営管理本部を管理担当部署として、関係会社に関する管理の適正化を図り、関係会社の指導・育成を促進し、企業集団としての経営効率の向上に努める。
- (2) コンプライアンス規程に基づき、当社および子会社のコンプライアンス体制の構築を図る。
- (3) 当社および子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程について随時見直しを行う。
- (4) リスク管理規程に基づいて、リスク管理部会を設置し、リスク管理体制を構築する。
- (5) 当社内部監査室は、当社および子会社からなるグループ各社に対して監査を実施する。

9. 監査等委員である取締役の職務の施行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査等委員である取締役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

以上